

改正（案）	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>（交付の目的） 第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること及びラジオ放送の難視聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（交付の目的） 第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、（略）経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、<u>消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難視聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。</u></p>
<p>（定義） 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）電波遮へい対策事業 トンネル又は医療施設において、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより携帯電話等の無線通信を利用することが困難な場合に、代替する伝送路を開設するために必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、一般社団法人等が行うものをいう。</p> <p>（2）無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア 携帯電話等エリア整備事業 ① 携帯電話等施設整備事業 携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は無線通信を行う電気通信事業者若しくは一般社団法人等（以下「無線通信事業者等」という。）が行うもの ② 携帯電話等施設高度化事業 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域に設置された携帯電話等の無線通信の業務の用に供する無線局において、当該無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を追加又は更改する事業、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は無線通信事業者等が行うもの イ （略） ウ 削除</p>	<p>（定義） 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）電波遮へい対策事業 トンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより携帯電話等の無線通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、一般社団法人等が行うものをいう。</p> <p>（2）無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア 携帯電話等エリア整備事業 携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、市町村又は無線通信を行う電気通信事業者若しくは一般社団法人等（以下「無線通信事業者等」という。）が行うもの イ （略） ウ 周波数有効利用促進事業 150MHz帯の消防用の周波数の電波（共用波用に使用しているものを除く。）の使用にあつては、平成28年5月31日、150MHz帯又は400MHz帯の防災行政用の周波数の電波の使用にあつては</p>

当該電波に係る免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までに終了することを条件として、150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線に用いる無線設備から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線（以下「消防・救急デジタル無線」という。）に用いる無線設備への置換及び150MHz帯若しくは400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線に用いる無線設備から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線（以下「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」という。）に用いる無線設備への置換を同一市町村内においてともに行う事業（消防・救急デジタル無線又は市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備のいずれかが既に置換済みであり、かつ、もう一方の置換未了の無線設備の置換を行うものを含む。）又は消防・救急無線若しくは市町村防災行政無線（移動系）に用いる無線設備のいずれかが未整備であり、かつ、もう一方の置換未了の無線設備の置換を行う事業であって、市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）が行うものであり、かつ、次に掲げる事項に合致するもの

（ア）消防・救急デジタル無線に用いる無線設備へ置換する無線局のうち、150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線に用いる無線設備が整備されている市町村（一の市町村内を二以上の消防本部が管轄している場合は、各消防本部が管轄する区域とする。以下この項において同じ。）内を覆域（常置場所を含む。）とするものであって、同市町村内の消防に関する事務を処理する地方公共団体が当該無線局の免許人であるもの

（イ）市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備へ置換する無線局のうち、150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線に用いる無線設備が整備されている市町村内を覆域（常置場所を含む。）とするものであって、同市町村内の防災に関する事務を処理する市町村が当該無線局の免許人であるもの

エ 民放ラジオ難聴解消支援事業

特定地上基幹放送事業者等が行う地上系によるラジオ放送（以下「地上ラジオ放送」という。）を受信できない地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上ラジオ放送用施設及び設備を整備する次の事業であって、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの

オ 公衆無線LAN環境整備支援事業

無線LANによる無線通信が行えない状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの。

エ 民放ラジオ難聴解消支援事業

ラジオ放送が災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となることから、特定地上基幹放送事業者等が行う地上系によるラジオ放送（以下「地上ラジオ放送」という。）を受信できない地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上ラジオ放送用施設及び設備を整備する次の事業であって、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの

オ 公衆無線LAN環境整備支援事業

無線LANによる無線通信を利用することが困難な状態の解消を図るため、次の（ア）から（キ）までの箇所に、当該無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・八以下若しくは条件不利地域（大臣が別に定める地域）の都道府県若しくは市町村又はそれらの地域に整備を行う第三セクター法人が行うもの

（ア）避難場所・避難所

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定された指定緊急避難場所及び同法第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所等をいう。

（イ）官公署

（ウ）博物館

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設をいう。

（エ）自然公園

自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園内に設置される施設であって、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第1条第1号の道路及び橋、同条第2号の広場及び園地、同条第4号の休憩所、展望施設及び案内所並びに同条第9号の博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場をいう。

（オ）都市公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第2号に規定する公園又は緑地、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第4号に規定する主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目

的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの及びレクリエーション都市整備要綱（昭和45年12月10日建設省決定）に基づき設置されるレクリエーション都市をいう。

(カ) 文化財

① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第90条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形の民俗文化財、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物、同法第132条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区並びにそれらの文化財を有する拠点をいう。

② 文化財保護法第182条第2項の規定により指定された文化財であつて、本号オ（カ）①の文化財に類するものをいう。

(キ) 観光案内所

地方公共団体、第三セクター法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人若しくは一般財団法人が設置又は運営する観光案内所のうち、独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成28年6月観光庁改定）に基づき認定した外国人観光案内所を原則として除くものをいう。

第4条（略）

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助する場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額	
電波遮へい対策事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、鉄道トンネル又は医療施設を対象とする場合にあつては、3分の1に相当する額	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業 無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、普通交付税の不交付団体である都道府県が設置する場合にあつては、3分の1に相当する額、また、市町村が離島を整備する場合にあつては、3分の2に相当する額
	上記以外の事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、整備される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあつては、3分の2に相当する額
地上デジタル放送受信環境整備事業	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(略)
(削る)		
民放ラジオ難聴解消支援事業	民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)
公衆無線LAN環境整備支援事業		補助対象経費の2分の1に相当する額

第4条（略）

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業を除く。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助する場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額	
電波遮へい対策事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、鉄道トンネルを対象とする場合にあつては、3分の1に相当する額	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあつては、3分の2に相当する額
	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(略)
周波数有効利用促進事業		補助対象経費の2分の1に相当する額
民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)	(略)
公衆無線LAN環境整備支援事業		補助対象経費の2分の1に相当する額

		ただし、 <u>財政力指数が、〇・四以下の市町村が条件不利地域（大臣が別に定める地域）において事業を実施する場合にあつては、3分の2に相当する額</u>			ただし、 <u>第三セクター法人が事業を実施する場合は、補助対象経費の3分の1に相当する額</u>
2	(略)	2	(略)	第6条	(略)
第6条	(略)	第6条	(略)	(交付決定の通知)	(交付決定の通知)
第7条	(略)	第7条	(略)	2・3	2・3
4	削除	4	大臣は、前項の規定によるほか、周波数有効利用促進事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる地域を含む市町村を優先することとし、同等の地域においては財政力の弱い市町村（直近の財政力指数が低い市町村及び直近の経常収支比率の高い市町村をいう。）を優先するものとする。	(1)	条件不利地域（大臣が別に定める地域）
(2)	原子力事業所（発電用原子炉が設置されているものに限る。）からおおむね30kmの地域	(3)	南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域	(4)	国土強靱化地域計画に基づき周波数有効利用促進事業を実施しようとする地域
5・6	(略)	5・6	(略)	第8条～第18条	(略)
(間接補助金交付の際付す条件)	第19条 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。	(間接補助金交付の際付す条件)	第19条 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。	(1)～(5)	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)	第19条の2	(略)
第19条の2	(略)	第19条の2	(略)		

<p>(取得財産等の処分に関する承認の特例)</p> <p>第20条 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。</p> <p>2 補助事業者は、<u>携帯電話等エリア整備事業（携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）に限る。）に係る取得財産等の処分であって、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第20号による届出書（以下「包括承認届出書」という。）の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があったものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、<u>様式第21号による包括承認届出書に関する報告書を大臣が別に定める方法により大臣に提出しなければならない。</u></p>	<p>(取得財産等の処分に関する承認の特例)</p> <p>第20条 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。</p>
<p>第20条の2 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通（辺地共聴施設整備事業にあつては正本1通）を添えて、大臣に提出するものとする。ただし、<u>電波遮へい対策事業（医療施設を対象とするもの）、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業以外の事業については、補助事業に係る設備の設置場所（デジタルテレビ中継局整備事業については、補助事業に係る中継局の放送区域）を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）を経由して提出するものとする。</u></p>	<p>第20条の2 (略)</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通（辺地共聴施設整備事業にあつては正本1通）を添えて、大臣に提出するものとする。ただし、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業以外の事業については、補助事業に係る設備の設置場所（デジタルテレビ中継局整備事業については、補助事業に係る中継局の放送区域）を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）を経由して提出するものとする。</p>
<p>第21条の2～第23条 (略)</p> <p>附 則（平成17年11月25日総基移第380号） 附 則（平成18年10月4日総情上第206号） 附 則（平成19年4月1日総情上第57号） 附 則（平成20年5月30日総情上第84号） 附 則（平成20年10月16日総情デ第39号） 附 則（平成20年12月1日総基移第401号） 附 則（平成21年2月18日総情上第40号） 附 則（平成21年5月12日総情上第114号） 附 則（平成21年6月10日総情上第140号） 附 則（平成21年12月28日総情上第305号） 附 則（平成22年2月1日総情上第4号） 附 則（平成22年8月31日総情上第210号） 附 則（平成22年12月10日総情上第265号） 附 則（平成23年3月8日総情上第27号） 附 則（平成23年4月25日総情上第83号） 附 則（平成23年7月6日総情上第107号） 附 則（平成23年10月12日総情上第176号） 附 則（平成23年11月7日総情上第183号） 附 則（平成24年2月17日総情上第25号） 附 則（平成25年5月10日総情デ第47号） 附 則（平成25年7月1日総基重第59号） 附 則（平成25年11月28日総基重第128号） 附 則（平成26年6月10日総情上第93号） 附 則（平成27年3月30日総基重第25号） 附 則（平成27年4月23日総情デ第16号） 附 則（平成28年5月24日総情地第45号） 附 則（平成29年1月24日総情域第3号） 附 則（平成29年3月30日総基移第61号）</p>	<p>第21条の2～第23条 (略)</p> <p>附 則（平成17年11月25日総基移第380号） 附 則（平成18年10月4日総情上第206号） 附 則（平成19年4月1日総情上第57号） 附 則（平成20年5月30日総情上第84号） 附 則（平成20年10月16日総情デ第39号） 附 則（平成20年12月1日総基移第401号） 附 則（平成21年2月18日総情上第40号） 附 則（平成21年5月12日総情上第114号） 附 則（平成21年6月10日総情上第140号） 附 則（平成21年12月28日総情上第305号） 附 則（平成22年2月1日総情上第4号） 附 則（平成22年8月31日総情上第210号） 附 則（平成22年12月10日総情上第265号） 附 則（平成23年3月8日総情上第27号） 附 則（平成23年4月25日総情上第83号） 附 則（平成23年7月6日総情上第107号） 附 則（平成23年10月12日総情上第176号） 附 則（平成23年11月7日総情上第183号） 附 則（平成24年2月17日総情上第25号） 附 則（平成25年5月10日総情デ第47号） 附 則（平成25年7月1日総基重第59号） 附 則（平成25年11月28日総基重第128号） 附 則（平成26年6月10日総情上第93号） 附 則（平成27年3月30日総基重第25号） 附 則（平成27年4月23日総情デ第16号） 附 則（平成28年5月24日総情地第45号） 附 則（平成29年1月24日総情域第3号）</p>

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。
- 2 平成28年度に完了した周波数有効利用促進事業の実績報告、額の確定等及び支払並びに平成28年度に事業が完了せずに国の会計年度が終了したときの年度終了実績報告については、なお従前の例による。

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
(略)	(略)	(略)
7 無線システム普及支援事業（暫定的放送設備運用事業に限る。）	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)
8 無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。）	(略)	(略)
9 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信機 (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 監視装置 (シ) 制御装置 (ス) 測定器 (セ) その他事業を実施するために必要な経費 イ・ウ (略)
	(2) 用地取得費・道路費	ア・イ (略)

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
(略)	(略)	(略)
7 無線システム普及支援事業（暫定的放送設備運用事業に限る。）	(略)	(略)
8 無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 中継増幅装置 (ク) 電源設備（予備電源設備を含む。） (ケ) 警報装置 (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 (シ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
9 無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。）	(略)	(略)
10 無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業に限る。）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 無線アクセス装置 (カ) 送受信機 (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 監視装置 (シ) 制御装置 (ス) 測定器 イ・ウ (略)
	(2) 用地取得費・道路費	ア・イ (略)

別表第3 (略)	別表第3 (略)
様式第1号 (第6条第1項関係)	様式第1号 (第6条第1項関係)
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>
<p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p>	<p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p>
<p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書</p>	<p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書</p>
(略)	(略)
記	記
1 (略)	1 (略)
<p>2 交付を受けようとする補助金の額 (注3) 金 , 千円 〔 (注3) (略) 〕</p>	<p>2 交付を受けようとする補助金の額 (注3、注4) 金 , 千円 〔 (注3) (略) (注4) 周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル 防災行政無線 (移動系) に係る額に分けて、それぞれ併記すること。 〕</p>
<p>3 補助事業の概要 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第11 (暫定的放送設備運用事業)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第12 (民放ラジオ難聴解消支援事業の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第13 (公衆無線LAN環境整備支援事業の場合)</p>	<p>3 補助事業の概要 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第11 (暫定的放送設備運用事業)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第12 (周波数有効利用促進事業)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第13 (民放ラジオ難聴解消支援事業の場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙1 第14 (公衆無線LAN環境整備支援事業の場合)</p>
<p>〔 4 年割額 5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率 〕 (注4)</p> <p>(注4) 「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。</p>	<p>〔 4 年割額 5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率 〕 (注5)</p> <p>(注5) 「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。</p>
4 添付資料	4 添付資料
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <input type="checkbox"/> (略)	(3) <input type="checkbox"/> (略)
<p><input type="checkbox"/> 電波遮へい対策事業 (医療施設を対象とするもの) については、対象とする医療機関による</p> <p>① 必要な対策の措置 (医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等) について確認できるもの</p> <p>② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書</p> <p>③ 経費負担について確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> サービスエリアが該当する補足事項3 (4) の各号に該当する地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面 (携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業 (賃借費) 及び携帯電話等施設高度化事業 (無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。) の場合)</p>	<p><input type="checkbox"/> サービスエリアが該当する補足事項3 (3) の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面 (携帯電話等エリア整備事業 (賃借費) の場合)</p>
<p><input type="checkbox"/> 事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画 (携帯電話等エリア整備事業 (無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業) の場合)</p>	
<p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p>	<p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p>

(注5) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

(4) (略)

別紙1
第1

補助事業の概要

都道府県名、市町村名又は無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設を設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名) (注1)	エリア内世帯数及び人口 (注2)

(千円)

経費区分	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費 (①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ①	市町村の負担額 ②
施設・設備費			(注3)	(注3)
用地取得費・道路費			(注3)	(注3)
合計			(注3)	(注3)

備考 (注4)

(注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
 (注2) 携帯電話等エリア整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。
 (注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。
 (注4) 電波遮へい対策事業の場合、サービスエリアとなるトンネル等の通行量等又は医療施設の利用者数(在院患者数や外来患者数等)を、携帯電話等エリア整備事業の場合、補足事項3(4)の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

第2

補助事業の概要

(略)

(注) 補足事項3(4)の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

(注6) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

(4) (略)

別紙1
第1

補助事業の概要

市町村名又は一般社団法人等名 代表者氏名	
施設を設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名) (注1)	エリア内世帯数及び人口 (注1)

(千円)

経費区分	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費 (注1 ①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ① (注1)	市町村の負担額 ② (注1)
施設・設備費			(注1)	(注1)
用地取得費・道路費			(注1)	(注1)
合計			(注1)	(注1)

備考 (注2)

(注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
 (注2) 電波遮へい対策事業の場合、サービスエリアとなるトンネル等の通行量等を、携帯電話等エリア整備事業の場合、補足事項3(3)の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等を記載するものとする。

第2

補助事業の概要

(略)

(注) 補足事項3(3)の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等を記載するものとする。

第3～第11 (略)

<p>(削る)</p>	<p>第3～第11 (略)</p> <p>第12</p> <p style="text-align: right;">補助事業の概要 (注1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 2px;">市町村名 代表者氏名</td> <td style="width:50%; padding: 2px;">(注2)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別 (注3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">着工予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完了予定日</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%; text-align: right;">国庫補助金申請額 (事業費×補助率)</td> <td style="width:30%; text-align: center;">事業費</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設・設備費</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>備考 (注4)</p> <p>(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。 なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする)。</p> <p>(注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長名」 と記載すること。</p> <p>(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。</p> <p>(注4) 消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあつては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。</p>	市町村名 代表者氏名	(注2)	「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別 (注3)		施設の設置場所		着工予定日		完了予定日		国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費	施設・設備費	
市町村名 代表者氏名	(注2)														
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別 (注3)															
施設の設置場所															
着工予定日															
完了予定日															
国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費														
施設・設備費															

第12 (略)

<p>第13</p> <p style="text-align: center;">補助事業の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 2px;">都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">着工予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完了予定日</td> <td></td> </tr> </table>	都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名		施設の設置場所		着工予定日		完了予定日		<p>第13 (略)</p> <p>第14 (略)</p> <p style="text-align: center;">補助事業の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%; padding: 2px;">都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">着工予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完了予定日</td> <td></td> </tr> </table>	都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名		施設の設置場所		着工予定日		完了予定日	
都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名																	
施設の設置場所																	
着工予定日																	
完了予定日																	
都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名 代表者氏名																	
施設の設置場所																	
着工予定日																	
完了予定日																	

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費 区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考 (注1)

(注1) 補足事項3 (4) の各号に該当する地域名。

添付書類

- (1) 事業の概念図及び整備計画
- (2) その他参考となる資料

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費 区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考 (注1)

(注1) 補足事項3 (4) の各号に該当する地域名。

添付書類

- (1) 事業の概念図、整備計画及び整備した公衆無線LANの運用指針
- (2) その他参考となる資料

別紙2

工事概要書

対策事業を行う者の名称
代表者氏名 印 (注1)

(注1) (略)

- 1 設置場所 (注2) ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地
(注2) 施設及び設備を設置する道路、トンネル又は医療施設に固有名称がある場合は、当該名称を付記する。

- 2 建設用地
- (1) 敷地面積 (注3、4) ○○○. ○㎡
 - (2) 海拔高 (注4) ○○○m
 - (3) (略)
 - (4) 用地周辺の状況 (注4) 平地、山地の別
取付道路の必要の有無 (必要であればその長さ) 等
 - (5) (略)
- (注3) 電波遮へい対策事業 (医療施設を対象とするもの) の場合は、対象とする医療施設の敷地面積、建物の構造等、延べ床面積、設備を設置する場所の名称等を記載すること。

- 3 施設の内容
- (1) 建物の構造等 (注4) ○○○○造 ○階建
 - (2) 建築面積 (注4) ○○○. ○㎡
 - (3) 延べ床面積 (注4) ○○○. ○㎡
 - (4) 鉄塔の構造等 (注4) ○○○○型 高さ (地上高) ○○m

別紙2

工事概要書

対策事業を行う者の名称
代表者氏名 印 (注1)

(注1) (略)

- 1 設置場所 (注2) ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地
(注2) 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称がある場合は、当該名称を付記する。

- 2 建設用地
- (1) 敷地面積 ○○○. ○㎡
 - (2) 海拔高 ○○○m
 - (3) (略)
 - (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別
取付道路の必要の有無 (必要であればその長さ) 等
 - (5) (略)

- 3 施設の内容
- (1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建
 - (2) 建築面積 ○○○. ○㎡
 - (3) 延べ床面積 ○○○. ○㎡
 - (4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ (地上高) ○○m

(5)・(6) (略)
(注4) 携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は記入を要しない。

4・5 (略)

6 資金計画

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他() (注5)			
小計			
合計		合計	

(注5) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) (略)
 (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略) (携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)
 (3) (略)

様式第2号(第7条第1項関係)

番 号
 年 月 日

法人の名称及び 殿
 その代表者の氏名
 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

(略)

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- (略)
 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:民放ラジオ

(5)・(6) (略)

4・5 (略)

6 資金計画

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他() (注3)			
小計			
合計		合計	

(注3) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) (略)
 (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)
 (3) (略)

様式第2号(第7条第1項関係)

番 号
 年 月 日

法人の名称及び 殿
 その代表者の氏名
 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

(略)

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- (略)
 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:周波数有効

難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業) のとおりとする。

- 2 (略)
 3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)
 (略)
 (削る)

[4 年割額] (注6)
 (注6)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 (略)

別紙1
 第1

補助事業の概要

都道府県名、市町村名 又は 無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注1)	エリア内世帯数 (注2)

(千円)

経費区分	国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)	事業費 (①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ①	市町村の負担額 ②
施設・設備費			(注3)	(注3)
用地取得費・ 道路費			(注3)	(注3)
合計			(注3)	(注3)

備考

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
 (注2) 携帯電話等エリア整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。
 (注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。

利用促進事業、別紙1の第13：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第14：公衆無線LAN環境整備支援事業) のとおりとする。

- 2 (略)
 3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)
 (略)
 (注6) 周波数有効利用促進事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分		交付決定額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線 (移動系)	

[4 年割額] (注7)
 (注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 (略)

別紙1
 第1

補助事業の概要

市町村名又は 一般社団法人等名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注)	エリア内世帯数 (注)

(千円)

経費区分	国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)	事業費 (注①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ① (注)	市町村の負担額 ② (注)
施設・設備費			(注)	(注)
用地取得費・ 道路費			(注)	(注)
合計			(注)	(注)

備考

(注) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。

<p>第2～第11 (略) (削る)</p>	<p>第2～第11 (略) 第12</p> <p style="text-align: right;">補助事業の概要(注1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">市町村名 代表者氏名</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設の設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>着工予定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完了予定日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)</td> <td style="width: 40%;">事業費</td> </tr> <tr> <td>施設・設備費</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考(注4)</p> <p>(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。 <small>なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)</small></p> <p>(注2) 地方公共団体の連携主体にあっては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長名 」と記載すること。</p> <p>(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。</p> <p>(注4) 消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあっては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあっては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。</p>	市町村名 代表者氏名	(注2)	「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)		施設の設置場所		着工予定日		完了予定日		国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費	施設・設備費	
市町村名 代表者氏名	(注2)														
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)															
施設の設置場所															
着工予定日															
完了予定日															
国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費														
施設・設備費															
<p>第12 (略) 第13 (略)</p>	<p>第13 (略) 第14 (略)</p>														
<p>別紙2 (1)～(15) (略) (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者(以下「間接補助事業者」という。)に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。 ①～⑤ (略) (17)～(22) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>別紙2 (1)～(15) (略) (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者(以下「間接補助事業者」という。)に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。 ①～⑤ (略) (17)～(22) (略)</p> <p>(注) (略)</p>														
<p>様式第3号 (略) 様式第4号(第10条第1項関係)</p>	<p>様式第3号 (略) 様式第4号(第10条第1項関係)</p>														

(略)

記

1 変更事項及びその内容（注3、注4、注5）
 (略)
 (削る)

2～5 (略)

[6 年割額](注6)
 (注6)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

別紙 (略)

様式第5号（第10条第3項関係）

番 年 月 日

法人の名称及び 殿
 その代表者の氏名
 若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

(略)

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 (略)
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

2～4 (略)

(略)

記

1 変更事項及びその内容（注3、注4、注5、注6）
 (略)
 (注6) 周波数有効利用促進事業費補助事業の一部を変更する場合は、以下の内訳を記載すること。

		変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
内 容				
経 費 の 配 分	施設・ 設備費	消防・救急デジタル無線		
		市町村デジタル防災行政無線（移動系）		

2～5 (略)

[6 年割額](注7)
 (注7)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

別紙 (略)

様式第5号（第10条第3項関係）

番 年 月 日

法人の名称及び 殿
 その代表者の氏名
 若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

(略)

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 (略)
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：周波数有効利用促進事業、別紙1の第13：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第14：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

2～4 (略)

別紙1
第1

補助事業の概要

都道府県名、市町村名 又は 無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設を設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注1)	エリア内世帯数 (注2)

(千円)

経費区分	国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)	事業費 (①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ①	市町村の負担額 ②
施設・設備費			(注3)	(注3)
用地取得費・ 道路費			(注3)	(注3)
合計			(注3)	(注3)

備考

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
 (注2) 携帯電話等エリア整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。
 (注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合に記載するものとする。

第2～第11 (略)

(削る)

別紙1
第1

補助事業の概要

市町村名又は 一般社団法人等名 代表者氏名	
施設を設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注)	エリア内世帯数 (注)

(千円)

経費区分	国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)	事業費 (注①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ① (注)	市町村の負担額 ② (注)
施設・設備費			(注)	(注)
用地取得費・ 道路費			(注)	(注)
合計			(注)	(注)

備考

- (注) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。

第2～第11 (略)

第12

補助事業の概要(注1)

市町村名 代表者氏名	(注2)
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」の別(注3)	
施設を設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額(事業費×補助率)	事業費
---------------------	-----

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">施設・設備費</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">備考(注4)</td> </tr> </table> <p>(注1) 補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。 <u>なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること(置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。)</u>。</p> <p>(注2) 地方公共団体の連携主体にあつては、 <u>「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長名」</u> と記載すること。</p> <p>(注3) 「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線(移動系)」を記載すること。</p> <p>(注4) 消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線(移動系)に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあつては、平成28年5月31日、市町村防災行政無線(移動系)にあつては、免許の有効期間の満了の日から5年以内の日までにデジタル化が完了する旨(整備スケジュール等)を備考欄に記載すること。</p>	施設・設備費			備考(注4)		
施設・設備費							
備考(注4)							
第12 (略)	第13 (略)						
第13 (略)	第14 (略)						
別紙2 (1)～(15) (略) (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者(以下「間接補助事業者」という。)に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。 ①～⑤ (略) (17)～(22) (略) (注) (略)	別紙2 (1)～(15) (略) (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者(以下「間接補助事業者」という。)に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。 ①～⑤ (略) (17)～(22) (略) (注) (略)						
様式第6号 (第10条第4項関係) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">番 号 年 月 日</div> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止(廃止)承認申請書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止(廃止)したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。</p> (略)	様式第6号 (第10条第4項関係) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">番 号 年 月 日</div> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止(廃止)承認申請書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止(廃止)したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</p> (略)						
様式第7号 (略)	様式第7号 (略)						

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。（注3、注4、注5）
（注1）（略）
（注2）（略）

記

1 交付決定額の進捗状況
（略）
（削る）

2 （略）

様式第9号（略）

様式第10号（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

（略）

記

1 （略）

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。（注3、注4、注5、注6）
（注1）（略）
（注2）（略）

記

1 交付決定額の進捗状況
（略）
（注6）周波数有効利用促進事業費補助事業について報告する場合は、以下の内訳を記載すること。
（千円）

経費区分		交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・ 設備費	消防・救急デジタル無線					
	市町村デジタル防災行政 無線（移動系）					

2 （略）

様式第9号（略）

様式第10号（第13条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

（略）

記

1 （略）

2 事業の実施状況 (注4)

市町村名・代表者名 (注3)	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

3 施設の利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始(予定)年月日
		市町村名(注5)	エリア内世帯数(注5)	

(注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業の場合に記載するものとする。

(注4) (略)

(注5) 携帯電話等エリア整備事業の場合、「市町村名」とあるのは「市町村名(地区名)」と、「エリア内世帯数」とあるのは「エリア内世帯数及び人口数」と読み替えるものとする。ただし、携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は「エリア内世帯数及び人口数」の記入を要しない。

4～6 (略)

様式第10号の2～第15号 (略)

様式第16号(第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその 殿
代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

(略)

記

1 (略)

2 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)

(略)

(削る)

2 事業の実施状況 (注4)

市町村名・代表者名 (注3)	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

3 施設の利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始(予定)年月日
		市町村名(注5)	エリア内世帯数(注5)	
		(注5)	(注5)	

(注3) 携帯電話等エリア整備事業の場合

(注4) (略)

(注5) 携帯電話等エリア整備事業の場合、「市町村名」とあるのは「市町村名(地区名)」と、「エリア内世帯数」とあるのは「エリア内世帯数及び人口数」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

様式第10号の2～第15号 (略)

様式第16号(第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその 殿
代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)

総務大臣 印(注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

(略)

記

1 (略)

2 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5、注6)

(略)

(注6) 周波数有効利用促進事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

	経費区分	交付確定額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線(移動系)	

<p>〔3 年割額〕(注6)</p> <p>(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>〔3 年割額〕(注7)</p> <p>(注7) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。</p> <p>4 (略)</p>
<p>様式第17号・第18号(略)</p> <p>様式第19号(第19条、第19条の2、<u>第20条第1項</u>、第20条の2関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)</p> <p style="text-align: right;">申請 平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>(略)</p>	<p>様式第17号・第18号(略)</p> <p>様式第19号(第19条、第19条の2、<u>第20条</u>、第20条の2関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長(注2)</p> <p style="text-align: right;">申請 平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>(略)</p>
<p>様式第20号(第20条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書</p> <p>無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 包括承認を受けたい処分の内容</p> <p>2 包括承認を受けたい理由</p> <p>3 包括承認の開始日(注)</p> <p>(注) 「本届出書を総務大臣が受理した日」、「平成〇年4月1日」など届出日以降の日を記載するものとする。</p>	<p>(新規)</p>

様式第21号（第20条第3項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る包括承認届出書に関する報告書

無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書（平成 年 月 日付
け 第 号）に基づく平成 年度の処分について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第2
0条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業年度 (注1)	市町村名 (地区名) (注2)	施設の名称 (注3)	処分の相手方 (注4)	処分の内容 (注5)	処分の理由 (注6)	処分の条件 (注7)

(注1) 携帯電話等エリア整備事業（携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する
事業を除く。）に限る。）により、事業を実施した会計年度を記入する。

(注2) 処分を行った市町村名及び地区名を記入する。

(注3) 「〇〇基地局」など施設の名称を記入する。

(注4) 「携帯電話事業者名」など処分の相手方を記入する。

(注5) 取得財産の目的外利用、交換又は廃棄の別を記入する。

(注6) LTE（3.9G）サービス導入に伴う無線設備の追加、交換、廃棄の場合は「LTE化」、LTE-A
（4G）サービス導入に伴う無線設備の撤去、設置の場合は「LTE-A化」など新たな無線通信の追加
又は交換であることが分かるように記入する。

(注7) 「無償」など処分の条件を記入する。

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1・2 (略)

3 交付対象施設等について

(1) 交付要綱第3条第2号オ、第5条第1項の表公衆無線LAN環境整備支援事業の項及び第7条第5項第1号
の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成13年度以降の合
併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村について
は、該当市町村とみなす。

(新規)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1・2 (略)

3 交付対象施設等について

(1) 交付要綱第7条第4項第1号及び第5項第1号の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域と
する。この場合において、平成13年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町
村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。

- (2)・(3) (略)
- (4) 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。)又は市町村において事業を行うものに限る。
- ①・② (略)
- ③ 離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。)
- ④～⑦ (略)
- (5)～(9) (略)
- (10) 交付要綱第3条第2号オ(ア)の「指定緊急避難場所及び指定避難所等」とは、次のものを指す。
- ① 災害対策基本法において規定する指定緊急避難場所及び指定避難所
- ② 地方公共団体が条例で定める指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設
- ③ 災害対策基本法に基づき地方公共団体が定めた防災計画において位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設
- (11) 携帯電話等エリア整備事業においては、前年度の普通交付税大綱において、「不交付団体」として決定された都道府県を「不交付団体」とする。

4 財産処分について

- (1) (略)
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
- ①～③ (略)
- (3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ① 補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められるものであること。
- ② 補足事項4(2)②イに該当する財産処分であること。
- (4) 交付要綱第20条第3項で定める「大臣が別に定める方法」は、取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめた報告書を翌会計年度の4月10日までに大臣に提出する方法とする。
- (5) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額(処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額)とする。

5 その他

- (1) 交付要綱付則第6項で定める「大臣が別に定める地域」は、東日本大震災に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域のうち、東京都とする。
- (2) 交付要綱に定める様式第1号から様式第21号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする(添付書類等を除く。)
- (3) 平成11年8月6日以前に行われた電気通信格差是正事業(移動通信用鉄塔施設整備事業で、地下鉄、地下街、地下駐車場又はトンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な移動通信用施設及び設備を設置する事業であって、公益法人が行ったものに限る。)、平成22年3月31日以前に行われた電波遮へい対策事業(地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送をする無線局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な放送用再放送施設及び設備を設置する事業に限る。)により整備された施設及び平成29年3月31日以前に行われた無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業に限る。)により整備された施設の財産処分の承認についても、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。
- (4) (略)

- (2)・(3) (略)
- (4) 携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業及び公衆無線LAN環境整備支援事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。
- ①・② (略)
- ③ 離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。)
- ④～⑦ (略)
- (5)～(9) (略)

4 財産処分について

- (1) (略)
- (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
- ①～③ (略)
- (3) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額(処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額)とする。

5 その他

- (1) 交付要綱付則第6項で定める「大臣が別に定める地域」は、東日本大震災に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域のうち、東京都とする。
- (2) 交付要綱に定める様式第1号から様式第19号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする(添付書類等を除く。)
- (3) 平成11年8月6日以前に行われた電気通信格差是正事業(移動通信用鉄塔施設整備事業で、地下鉄、地下街、地下駐車場又はトンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な移動通信用施設及び設備を設置する事業であって、公益法人が行ったものに限る。)及び平成22年3月31日以前に行われた電波遮へい対策事業(地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送をする無線局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な放送用再放送施設及び設備を設置する事業に限る。)により整備された施設の財産処分の承認についても、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。
- (4) (略)

<p>別紙</p> <p>交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）</p> <p>1～18（略）</p> <p><u>19</u> 地下埋設設備</p> <p><u>20</u> 構内柱</p> <p><u>21</u> 1から<u>20</u>までに掲げるものに類する施設・設備</p>	<p>別紙</p> <p>交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）</p> <p>1～18（略）</p> <p><u>19</u> 1から<u>18</u>までに掲げるものに類する施設・設備</p>
--	---

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

平成17年11月25日総基移第380号
最終改正：平成29年3月30日総基移第61号

(通則)

第1条 無線システム普及支援事業費等補助金(以下「補助金」という。)は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣(以下「大臣」という。)が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業(電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。以下同じ。)に電波利用料財源を充てることとし、その交付については、財政法(昭和22年法律第34号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者)に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者)を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。)、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者(以下「有線放送設備設置者」という。))その他の法人(法人の連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。))を含む。以下同じ。)、都道府県、市町村(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村)を含む。以下同じ。)、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人(以下「第三セクター法人」という。)、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体(以下「共聴組合」という。)、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビ放送」という。)の受信が困難な者に対する対策を講ずること及びラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電波遮へい対策事業

トンネル又は医療施設において、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより携帯電話等の無線通信を利用することが困難な場合に、代替する伝送路を開設するために必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業であって、一般社団法人等が行うものをいう。

(2) 無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア 携帯電話等エリア整備事業

① 携帯電話等施設整備事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は無線通信を行う電気通信事業者若しくは一般社団法人等(以下「無線通信事業者等」という。)が行うもの

② 携帯電話等施設高度化事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域に設置された携帯電話等の無線通信の業務の用に供する無線局において、当該無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信(以下「高度化無線通信」という。)を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を追加又は更改する事業、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業

務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業であって、都道府県、市町村又は無線通信事業者等が行うもの

イ 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業（略称：地上デジタル放送送受信環境整備事業）

(ア) デジタルテレビ中継局整備事業

地上系によるアナログ方式のテレビジョン放送（以下「地上アナログテレビ放送」という。）のうち、特定地上基幹放送事業者が行う放送を受信している地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業又は特定地上基幹放送事業者が行う地上アナログテレビ放送を受信できない地域において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業であって、一般社団法人等、都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等が行うもの

(イ) 辺地共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、市町村又は共聴組合が行うもの

① 辺地共聴施設改修整備事業

地上アナログテレビ放送を行う地上基幹放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する若しくは有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの

② 辺地共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送を受信できる地域であって、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視聴地域」という。）となる場合において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの

(ウ) 暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業

① デジアナ変換設備整備事業

地上デジタルテレビ放送を視聴するために設置された有線放送設備に、地上デジタルテレビ放送を地上アナログテレビ放送に変換（以下「デジアナ変換」という。）する設備を暫定的に整備する事業であって、有線放送設備設置者が行うもの

② デジアナ変換混信障害調査事業

有線放送設備のデジアナ変換設備による有線テレビジョン放送に他の電波の影響により発生する混信障害を調査分析し、有線放送設備設置者等に情報提供する事業であって、法人が行うもの。

(エ) デジタル混信対策事業

他の電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生する地域又は日本国外からの電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生するおそれがある地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として、地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備を整備する事業であって、法人、共聴組合又は共聴施設の管理者若しくは受信者（以下「受信者等」という。）が行うもの

(オ) 受信障害対策共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、法人又は共聴施設の管理者（共聴組合を含み、地方公共団体を除く。以下同じ。）若しくは受信者が行うもの

① 受信障害対策共聴施設改修整備事業

建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に改修する又は無線共聴施設に置換するもの

② 受信障害対策共聴施設新設整備事業

建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）

③ 受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業

受信障害対策共聴施設改修整備事業及び受信障害対策共聴施設新設整備事業において対象とし

ている共聴施設又は地域に対し、有線放送設備への置換又は設置により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの。

(カ) 共同住宅共聴施設整備事業

老朽化、小規模等の共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設（有線放送設備を含む）を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修する（有線放送設備の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置）又は有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業であって、法人又は当該施設の管理者が行うもの

(キ) 新たな難視対策事業

新たな難視地域となる場合において、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする次に掲げる事業をいう。

① 高性能等アンテナ対策事業

地上アナログテレビ放送の建屋ごとの受信設備を標準性能（1.4素子アンテナ相当の性能）を超えるアンテナ等を用いること若しくは受信点を移設等することにより、地上デジタルテレビ放送対応の受信設備に改修するものであって、法人又は受信者が行うもの

② ケーブルテレビ等移行対策事業

(a) 地上アナログテレビ放送の建屋ごとの受信設備を有線放送設備又は有線共聴施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするものであって、法人又は受信者が行うもの（以下「ケーブルテレビ等加入対策事業」という。）

(b) ケーブルテレビ等加入対策事業を実施するために必要な有線放送設備の幹線設備を整備するものであって、市町村又は有線放送設備設置者が行うもの（以下「ケーブルテレビ幹線対策事業」という。）

③ 共聴施設対策事業

有線共聴施設又は無線共聴施設（辺地共聴施設新設整備事業により設置する有線共聴施設及び無線共聴施設を除く。）を設置するものであって、市町村又は共聴組合が行うもの

(ク) デジタル放送用周波数再編対策事業

地上アナログテレビ放送の終了に伴い、平成24年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあつては、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成23年法律第68号）第2条により告示された日（以下「告示日」という。））までの使用期限となっている地上系テレビジョン放送用の周波数帯（53チャンネルから62チャンネルまで）について、当該チャンネルが割り当てられている地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局に係る周波数を再編することを目的として地上デジタルテレビ放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備を整備する事業であって、法人又は受信者等が行うもの

(ケ) 暫定的難視聴対策事業

地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあつては、告示日）においても、地上デジタルテレビ放送が難視聴となっている地域で、デジタルテレビ中継局の整備により難視聴を解消する地域及びそれ以外の地域にあつては共聴施設等の地上系の代替手段によつても地上デジタルテレビ放送が視聴できない地域に対し、又は、アンテナ工事が遅れる等の難視聴以外の原因により地上デジタルテレビ放送が視聴できない者（以下「一時利用対象者」という。）に対し、人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下、「地デジ難視対策衛星放送」という。）等により難視聴対策を行う次の事業であつて、法人が行うもの。

① 送信・利用者管理事業

地デジ難視対策衛星放送を行う基幹放送事業及び暫定的難視聴対策事業に係る利用者管理を行うもの

② 受信対策事業

地デジ難視対策衛星放送の利用対象者（一時利用対象者を除く。）のうち、現に地上アナログテレビ放送を視聴している世帯であつて当該放送の受信設備を有しない世帯に対して次の支援を行うもの

(a) 地デジ難視対策衛星放送の受信を可能とする設備整備（受信機器については貸与する場合に限る。）を支援するもの

(b) 地デジ難視対策衛星放送の代替として有線放送設備を暫定的に利用することにより地上デジタルテレビ放送の再放送を一時的に視聴可能とするために支援するもの

(コ) デジタル受信相談・対策事業

次に掲げる事業の全てを行う事業であって、全ての都道府県に拠点を置き、法人が行うもの

① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

地上デジタル放送送信環境整備事業に係る周知・広報、相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務（受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応にあたって受信者と当該施設の管理者（地方公共団体を含む）との間の紛争に係る相談・調停及びBSアナログ放送の終了等に係る業務を含む。以下「広報等業務」という。）を行う事業をいう。

② デジタル混信対策事業費補助事業

デジタル混信対策事業に対し、別表第1に掲げる経費であって、次の各号の額を助成することによってデジタル混信対策事業を支援する事業をいう。

(a) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事の場合は、経費の3分の2に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は経費の定額に相当する額。

(i) 日本国内からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局（基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されているものに限る。以下同じ）の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

(ii) 日本国外からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる、又は当該地上基幹放送局の受信障害を防止するために必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

(b) 有線放送設備、有線共聴施設又は受信設備の改良工事の場合は、経費の定額に相当する額

(c) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事に伴い、岩手県、宮城県及び福島県において、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置している受信者等に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う場合は、経費の定額に相当する額

(d) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備又は有線共聴施設を設置する工事の場合は、経費の2分の1に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は経費の定額に相当する額。

(i) 地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国内からの他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合

(ii) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国外からの電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合

③ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業

受信障害対策共聴施設整備事業に対し、次の各号の額を助成することによって受信障害対策共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

(a) 受信障害対策共聴施設改修整備事業又は受信障害対策共聴施設ケーブルテレビ移行事業にあつては、別表第1に掲げる経費の2分の1に相当する額

(b) 受信障害対策共聴施設新設整備事業にあつては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額

④ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

共同住宅共聴施設整備事業に対し、別表第1に掲げる経費（別表第1に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の2倍未満の場合には、別表第1に掲げる経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を当該経費の総額から差し引いた額の2倍に相当する額）の2分の1に相当する額を助成することによって共同住宅共聴施設整備事業を支援する事業をいう。

⑤ 新たな難視対策事業費補助事業

新たな難視対策事業に対し、次の各号の額を助成することによって新たな難視対策事業を支援する事業をいう。